

たかひら元県政リポート

第2号
2008・4月号



長崎県議会議員 高比良元

スピードを上げて
長崎をもっと元気な
まちに変える！

もってこい
元気！

はじめ
たかひら 元 政務調査事務所

〒851-0402 長崎県長崎市晴海台町2-9

TEL・FAX 095-892-1825

e-mail info@takahira-hajime.jp

URL http://takahira-hajime.jp/

発行責任者 高比良元

たかひら元

検索

平成20年度長崎県一般会計予算の修正案を本会議に提出！

本年第1回の定例会本会議において、改革21は会派議員全員の署名をもって、私が会派を代表し、平成20年度一般会計予算の組替え修正案を本会議に提出しました。

本県の県政史上46年ぶりの出来事です。ここにその内容をお伝えし、皆様方のご所見をお願い申し上げる次第であります。

修正内容は、まず、歳入歳出予算の総額原案の7,369億724万2千円を、7,366億42万2千円に修正し、併せて、歳入のうち・自動車取得税・軽油引取税・地方道路譲与税、並びに・国庫負担金・補助金等、道路特定財源に係る暫定税率等の賦課による収入相当額を削減し、当該減収相当額を基金繰入金により賄う、財源の組替えを行うものです。

また、歳出のうち、自動車取得税交付金は、自動車取得税の減収に伴い、市町への交付金額が減少することから、所定の算定式に基づき減額修正するとともに、その減額分、計3億700万円を、歳入、歳出予算総額の原案から減額修正を行うものです。



一般会計予算修正案の説明並びに
質疑で答弁する高比良元県議

本修正案は、本県にとって、必要な道路整備は引き続き推進するという基本的な考え方のもとに、歳出予算の道路改良費や維持費等の道路関連予算の総額を確保し、一方、道路特定財源の暫定税率の維持に係る関連法案は成立していないにもかかわらず、その継続を前提とした予算編成は論理上、不合理であることから、暫定税率に係る相当額を控除し、当該減収分を他の財源をもって充当したものです。

本来、暫定税率は平成20年3月末をもって廃止されることが法律上定められており、暫定税率廃止はこの法律の規定をそのまま施行するもの

であります。

今般の暫定税率の維持を見込んだ予算編成は、国民・県民に法に基づかず、廃止になった暫定税率分を新たに課税し、いわば増税するものであり、租税法律主義の原則から、決して認められるものではありません。従来と同じ発想で、暫定税率維持という増税法案の成立を前提に予算を編成することは政治的中立性が求められる行政府として、先行きの見通しを誤ったものであると言わざるを得ません。

なお、本修正案は、必要な道路整備を進めるため、財源調整基金から暫定税率に係る減収分相当額を歳入に繰入れたものですが、これは緊急避難的措置であり、国において、道路特定財源の一般財源化をはじめ、これまでの会計制度や予算制度等の見直しを通じて、真に必要な道路予算の確保と地方財政の運営上支障のない措置を早急に講じられるよう強く求めるとともに、その実現の促進に改革21の議員全員、率先して邁進することを申し添えた次第です。

採決の結果、自民党の多数のもとに修正案は否決されましたが、改革21の提案は、県政の論議のあり方について大きな影響を及ぼしたものと受け止めております。